第32027号 令和８年11月12日	Triticum aestivum L.	モチハルカ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
			熊本製粉株式会社 熊本県熊本市西区花園１丁目25－１		
第32028号 令和８年11月12日	〃	ちくだい1号（ごう）	国立大学法人北海道国立大学機構 北海道帯広市稲田町西２線11番地	〃	〃
第32030号 令和８年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	きたいろは	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第32010号 令和８年11月12日	Oryza sativa L.	祝2号（いわいごう）	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第32012号 令和８年11月12日	〃	あおもりっこ	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	青森県	〃
第32030号 令和８年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	きたいろは	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	北海道	〃

官庁報告

公安審査委員会告示配第五号

令和八年十一月二日、公安調査庁長官田野尻猛から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第十二条第一項後段の規定に基づき、左記第一記載の団体に対する処分の請求があったので、同法第二十六条第三項の規定に基づき意見陳述の機会を付与することとし、同法第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

令和八年十一月十二日

公安審査委員会委員長　圍藤　丈士

記

第一　被請求団体

一　名称

平成十二年一月二十八日、公安審査委員会（以下「公安審」という。）によって、三年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日、平成二十四年一月二十三日、平成二十七年一月二十三日、平成三十年一月二十二日、令和三年一月六日及び令和六年一月十二日に、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本団体」という。）

二　組織概要

本団体については、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体（令和六年一月十五日、「Aleph」から改称。以下「「Aleph」」という。）、平成二十七年一月に「Aleph」を離れて活動を開始した元「Aleph」幹部構成員の山田美砂子（以下「山田」という。）を中心とする団体（以下「「山田らの集団」」という。）及び上祐史浩（以下「上祐」という。）が平成十九年五月に設立した「ひかりの輪」の名称を用いる団体（以下「「ひかりの輪」」という。）が、主要な団体として活動している。

前記各団体の組織概要は、以下のとおりである。

1　「Aleph」

(一)　主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷一丁目二十番六号

「さくらマンション」一〇一号室

(二)　代表者（本団体の主幹者）

氏名　高橋利通

昭和三十三年七月二十三日生（当六十八年）

職業　団体役員

住所　大阪府大阪市生野区新今里三丁目十番十三号

2　「山田らの集団」

(一)　主たる事務所の所在地

石川県金沢市昌永町十三番四号

(二)　代表者（本団体の主幹者）

氏名　山田美砂子

昭和二十七年四月二十二日生（当七十四年）

職業　団体役員

住所　石川県金沢市昌永町十三番四号